

水上村生涯スポーツ施設  
指定管理者募集要項

令和7年2月  
水 上 村

## 水上村生涯スポーツ施設指定管理者募集要項

### 1 指定管理者募集の目的

#### (1) 目的

水上村生涯スポーツ施設（以下「生涯スポーツ施設」という。）の管理運営を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び水上村生涯スポーツ施設（令和3年6月10日条例第20号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、指定管理者（管理運営を実施する法人等）を次のとおり募集する。

### 2 対象施設の概要

#### (1) 施設の名称及び所在地

名 称	位 置
水上村生涯スポーツ施設	熊本県球磨郡水上村大字湯山1474番地1

#### (2) 施設の設置目的

この施設は、水上村の『人と自然が輝く未来へ』の実現に向け、住民の体力向上、地域のコミュニティ形成及びスポーツ振興に資することを目的とする。

#### (3) 施設の概要

敷地面積 277.59 m<sup>2</sup>

器具等名称	数量
低酸素ルーム	1基
高酸素ルーム	1基
トレーニングバイク系	7台
トレッドミル	4台
ローイング	2台
エンコンパス	1台
ベンチプレス	1基
ベンチ	3台
ダンベル	1式
TRX	4組
簡易運動機器（バランスボール等）	1式
25m歩行浴用温泉プール	1基
券売機	1台
体組成計	1台
冷蔵庫	1台
掃除機	1台

※施設の詳細について、別紙「水上村生涯スポーツ施設管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

### 3 指定管理者が行う業務等

#### (1) 業務内容

- ア 生涯スポーツ施設の管理及び運営業務
- イ 生涯スポーツ施設の使用の許可に関する業務
- ウ 生涯スポーツ施設の使用に係る料金に関する業務
- エ 生涯スポーツ施設の施設及び設備の維持管理に関する業務（ただし、大規模な修理を除く。）
- オ その他村長が指示した業務

#### (2) 留意事項

- ア 具体的な業務内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。
- イ 業務執行にあたっては、地方自治法、条例及びその他関係法令等を遵守すること。
- ウ 施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできない。ただし、業務の一部については、村長の承諾を得て委託し、請け負わせることができる。

### 4 指定管理期間

令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで（3年間）。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

### 5 管理の基準

#### (1) 生涯スポーツ施設の利用期間

通年とし、毎週水曜日（学校等の長期休業期間を除く。）及び12月29日から翌年1月3日までは定休日とする。ただし、気候条件により閉鎖する期間を設けることができる。

#### (2) 生涯スポーツ施設の利用時間

平日は午前9時から午後8時までとし、土曜日、日曜日、祝日については、午前9時から午後6時までとする。ただし、必要があると認めるときは、変更することができる。

### 6 管理に要する経費

#### (1) 生涯スポーツ施設の指定管理料

- ア 指定管理料の上限額、支払時期、支払方法等は、村と指定管理者で締結する協定書で定めるものとする。
- イ 指定管理料の上限額は年間6,800,000円（以下「基準価格」という。）とする。  
指定管理料（概算）20,400,000円（3年間分）
- ウ 申請にあたっては、基準価格に留意し事業計画（別記第3号様式）及び収支計画書（別記第4号様式）を作成すること。
- エ 協定締結後の指定管理料については、前年度までの実績により見直しを行い、予算の範囲内で村と指定管理者と協議のうえ決定するものとする。

#### (2) 管理運営経費

管理運営経費は、施設の管理運営を行うにあたり必要な費用で次に掲げるものとする。ただし、自主事業に必要な経費は含めないこと。

- ア 利用料等収入に係る原価
- イ 人件費
- ウ 光熱水費
- エ 施設及び設備等の維持管理に係る費用
- オ その他施設の運営業務に必要となる費用

(3) 利用料金に関する事項

生涯スポーツ施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、次のとおりとする。

ア 利用料金は、指定管理者の収入とし、条例で定める額の範囲内で、村長の承認を受けて、指定管理者が定めることができる。（別紙参照）

イ 利用料金の減免

条例第8条により利用料を減免することができる。

ウ 利用料金の還付

既に納付された利用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- ① 利用者の責によらない理由により、利用することができなくなったとき。
- ② その他村長において還付する必要があると認めたとき。

(4) 指定管理料の精算

ア 指定管理者は、各年度の自主事業を除く全体収支に利益が生じた場合、100万円を超えた利益額の3割相当額を村に還元することとする。

イ 還元の方法は、原則として現金納付とするが、指定管理者が別途提案する場合には、村と協議により決定する。

ウ 利用料収入の減少など、指定管理者の運営に起因する指定管理料の不足額が生じた場合、原則として指定管理料の補填はしないものとする。

(5) 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、指定管理者本来の口座とは別の口座で管理すること。また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務（自主事業等）に係る経理を区分して整理すること。

(6) 自主事業による収入

ア 指定管理者、施設内において自主事業を行うことができ、それによる収入を得ることができるものとする。

イ 自主事業による収入は指定管理者の収入とする。

ウ 指定管理者が、自主事業を実施する場合には、指定管理者が行うべき業務（以下「本来業務」という。）の会計と別立てにし、自主事業の事業計画を策定して、事業開始10日前までに書面にて村に届出をして実施すること。なお、自主事業を行う場合には、本来業務に支障が出ないようにしなければならない。事業終了後は村に対して自主事業の実績を報告しなければならない。

(7) 管理運営における課税

指定管理者は、法人税や事業所税、印紙税など課税される場合があるため、管轄の市区町村、税務署等の関係機関に確認を行うこと。なお、租税負担が生じた場合には、指定管理者の負担とする。

## 7 申請資格等

### (1) 申請する法人等の資格

申請しようとするものは、次の要件をすべて満たす法人又はその他の団体であること。

ア 法律行為を行う能力を有するもの。

イ 破産者でないもの

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

エ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消を受けたことがないもの。

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することのないもの。

カ 本村における指定管理者の指定の手續において、その公平な手續を妨げた者又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したものでないこと。

キ 国税及び地方税を滞納していないこと。

ク 指定管理者になろうとする法人等（共同体の構成員を含む）及びその役員が、次のいずれにも該当しないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

④ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

⑦ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

ケ 類似施設で勤務年数 1 年以上の経験がある者、又は指定管理開始まで勤務年数 1 年以上の経験見込みがある者が 2 名以上在籍するもの

コ 施設内でのケガ等に対応できるよう応急処置等の講習を過去 3 年以内に受講された者、又は指定管理開始まで受講見込みがある者が 2 名以上在籍するもの

サ 利用期間及び利用時間の観点から年間を通して 3 名以上の者が勤務にあたることができるもの

(2) 指定の取消し

指定申請時点で応募資格に該当した団体が、以後、非該当となった場合は、指定管理者の指定を取り消すことがある。

8 指定管理の公募手続

(1) 公募の日程

内 容	期 日
申請の受付期間	令和7年2月 3日～令和7年2月21日
募集要項等に関する質問の受付	令和7年2月 3日～令和7年2月10日
募集要項等に関する質疑回答	令和7年2月13日
プレゼンテーション及び審査選定	令和7年2月下旬（予定）
村議会による指定議決	令和7年3月上旬（予定）

(2) 募集要項等の配布場所

ア 配布場所

熊本県球磨郡水上村大字岩野 90 番地

水上村役場地方創生推進課 又は水上村ホームページからダウンロード

(ホームページアドレス <https://www.vill.mizukami.lg.jp/>)

(3) 募集要項等に関する質問の受付

ア 受付期間

令和7年2月3日(月)～令和7年2月10日(月) 午後5時まで

イ 提出方法

FAX 又は E-mail で地方創生推進課に提出。

※FAX 又は E-mail の未到着を防ぐため、事前・事後の送信・着信を連絡すること。

(4) 募集要項等に関する質問の回答

ア 回答方法

E-mail により回答

イ 回答日時

令和7年2月13日(木) 午後5時までに回答

9 申請の手続き

(1) 申請に必要な書類

ア 別記第1号様式による申請書

イ 申請資格を有していることを証する書類

① 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

② 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書

③ 定款又は規約その他これらに相当する書類

④ 別記第2号様式による申込資格に関する申立書

⑤ 国税及び地方税の納税証明書（募集要綱の配布開始日以降に公布されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（別記第2号様式）

ウ 生涯スポーツ施設管理業務に関する事業計画書（別記第3号様式）

- エ 生涯スポーツ施設管理業務に関する事収支計画書（別記第4号様式）
- オ 当該団体の経営状況を説明する書類
- ① 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
  - ② 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
  - ③ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
  - ④ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- カ その他村長が必要と認める書類
- (2) 応募書類の提出部数  
各10部（正本1部及び副本9部副本は複写可）とする。
- (3) 応募書類の受付期間  
令和7年2月3日(月)から令和7年2月21日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (4) 提出方法  
申請書ほか必要書類を下記まで持参又は郵送（必着）により提出すること。  
熊本県水上村役場地方創生推進課  
〒868-0701 熊本県球磨郡水上村大字岩野90番地 TEL0966-44-0312（直通）
- (5) 申請にあたっての留意事項
- ア 申請書は、A4紙ファイルに綴じて提出のこと。
- イ 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長（提案書の一部はA3可）とし、両面使用とすること。
- ウ 申請書の文章中の文字ポイントは10ポイント以上とすること。
- エ 申請書を提出後に辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。
- オ 提出書類の返却は行わない。
- カ 提出された書類は、必要に応じて複写する。（使用は、庁内及び指定管理者の選定に限る。）
- キ 基準価格を超えた指定管理料の額に基づいた申請があった場合は失格とする。
- ク 1応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とする。
- ケ 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合申請はなかったものとして取り扱うこととする。
- コ 申請者及び申請者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は、水上村指定管理者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となる場合がある。
- サ 提出された書類の内容を変更することはできない。
- シ 申請書類に虚偽の記載があった場合、また不正があった場合は、当該申請は無効とする。
- ス 提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、水上村情報公開条例（平成16年条例第16号）に基づく情報公開請求の対象とする。（非公開情報：個人に関する）

る情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等を除く。)

セ 申請に要する経費等は、すべて申請団体等の負担とする。

## 10 指定管理候補者の選定

### (1) 選定方法

指定管理者の選定方法は水上村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成18年規則第10号）による選定委員会による選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が次の選定基準に基づいて審査した評価点数の合計点数が最も高い者を指定管理者として選定する。なお、全ての法人等において選定委員会委員全員の合計点数が最低制限基準（配点合計点の6割）に満たない場合、再度申請を行うか、最も合計点数が高い法人等に事業計画書を再提出してもらい、再度選定委員会の審査に付することができるものと

### (2) 選定の基準

選定の基準は水上村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）第4条各号に定める次の選定基準によることとする。

ア 公の施設について村民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

オ その他村長等が別に定める事項

カ 選定基準に基づき設定する審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目	配点
施設の基本的管理運営方針	20
施設の維持管理 ・ 施設の維持管理の考え方 ・ 外部委託の考え方 ・ 経費削減の方策	30
施設の利用促進 ・ サービス向上策 ・ 広報宣伝について ・ 自主事業について	60
管理運営体制 ・ 組織構成 ・ 人員確保に対する考え方	20
過去の実績	20



・類似施設や関連業務の実績	
スケジュール ・年間事業スケジュール	10
収支計画 ・収支計画	30
提案価格 ・指定管理料	10
合 計	200

### (3) 選定の対象外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、若しくは選定の決定を取り消す。

ア 申請資格を満たしていないことが判明した場合

イ 申請者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと村が認めた場合

エ その他不正な行為があったと村が認めた場合

### (4) その他

ア 提出書類は返却することができない。

イ プレゼンテーションについては、1社だけの募集であっても実施する。

ウ 選定委員会の選定結果についての異議申し立てはできない。

エ 提出された書類は必要に応じて複写する。

オ 提出された書類は水上村情報公開条例により公開の対象とする。

## 1 1 指定管理者の指定及び協定の締結

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は村議会に上程し議決を経たのち指定管理者として指定する。

### (2) 協定の締結

村と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項について協議のうえ、協定を締結する。

### (3) 留意事項

指定管理者として選定された者が、正当な理由なくして村が指定する期日までに協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。

## 1 2 その他

### (1) 指定管理者の履行責任に関する事項

ア 指定管理者は、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに村に報告しなければならない。

イ 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はおそれが生じた場合

は、村に報告しなければならない。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとする。

## (2) 業務の継続が困難となった場合の措置

### ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、村は指定を取り消す等の措置をとることとする。また、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

### イ 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

天災、不可抗力その他の村又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、村と指定管理者は、業務継続の可否について協議を行うものとする。協議の結果、当該指定管理者による管理運営業務が困難であると村が判断した場合は、村は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

## 1 3 問い合わせ先

〒868-0701

熊本県球磨郡水上村大字岩野90番地 水上村役場地方創生推進課

TEL 0966-44-0312 FAX 0966-44-0662

e-mail [chihososei@vill.mizukami.lg.jp](mailto:chihososei@vill.mizukami.lg.jp)